

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（健康診断を行うべき有害な業務） 第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。 一 二 （略） 三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）、石綿等を取り扱う業務又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務 四 六 （略） 2 3 （略） 別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係） 一 （略） 二 第二類物質 1 31 （略） 31の2 ホルムアルデヒド 32 37 （略） 三 第三類物質 1 7 （略）	（健康診断を行うべき有害な業務） 第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。 一 二 （略） 三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）、石綿等を取り扱う業務又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務 四 六 （略） 2 3 （略） 別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係） 一 （略） 二 第二類物質 1 31 （略） 32 37 （略） 三 第三類物質 1 7 （略）

9 | 8 |
(略)

1 から 8 までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、
厚生労働省令で定めるもの

9 | 8 |
ホルムアルデヒド
(略)

10 | 1 から 9 までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、
厚生労働省令で定めるもの